

計画策定にあたって

このたび、令和6年度から3年間を計画期間とする「豊島区障害者計画」および「第7期障害福祉計画」並びに「第3期障害児福祉計画」を障害当事者のかたをはじめ、障害福祉サービス事業者のかた、区民の皆さまとともに作り上げることができました。

これらの計画は、本区の基本理念である「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」の実現に向けた障害福祉分野の指針となります。これまで、上位計画である「地域保健福祉計画」のもと、住民だからできること、地域だからこそてる力を結集し、地域包括ケアシステムの構築に努めて参りました。

国においては、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、障害のあるかたや高齢者、子ども・子育て、生活困窮などの属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関と協働し、包括的な支援体制の構築や地域づくりを進めていくことが掲げられています。

これまで本区では、いち早く地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置するなど、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制、いわゆる重層的支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉分野のみならず、他の分野においても様々な施策を進めているところです。更に、令和5年度からは、親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けられるよう区内2か所の地域生活支援拠点にコーディネーターを配置し、相談支援体制を強化しているところです。

一方、障害分野では、多様な障害特性を踏まえた社会参加に向けた支援や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など一層の推進を図る必要があります。こうした支援体制の強化に加え、発達障害児等支援や医療的ケアを要するかたへの支援、多様な障害特性に応じたコミュニケーション支援など、よりきめ細やかな対応が求められております。

様々な取組みが求められる中で、2025年には、聴覚障害者のための総合スポーツ協議会であるデフリンピックが東京で実施される予定であり、障害について理解を深めていただく絶好の機会であると考えています。

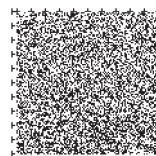
こうした潮流を的確に捉え、本計画が目指す目標の実現に向け、地域や区民の皆さまとともに全庁を挙げて「オールとしま」体制で各施策を推進し、障害のあるかたもないかたも誰もが権利の主体として安心して地域で暮らせる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

今後とも、皆さまの一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

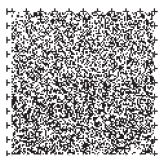
豊島区長

高 際 みゆき



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	3
2. 計画の位置づけ	6
3. 豊島区地域保健福祉計画の概要	7
4. 計画の期間	8
5. 計画策定の過程	9
第2章 障害者を取り巻く状況	15
1. 区の障害者の現況	17
2. 現計画におけるこれまでの取組み	23
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 計画の基本理念と基本方針	41
2. 施策の方向性	42
3. 施策の体系	44
第4章 施策の展開	45
1 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成	47
2 包括的な支援体制の構築	57
3 障害児支援の充実	66
4 地域生活支援の充実	71
5 就労支援の充実	77
6 権利擁護の推進	82
7 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上	90
8 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	93
9 福祉のまちづくりの推進	98
10 文化活動を通じたインクルーシブな社会の推進	103



第5章 障害福祉サービスの推進	
(第7期豊島区障害福祉計画・第3期豊島区障害児福祉計画)	109
1. 計画策定の経緯	111
2. 成果目標	115
3. 障害福祉サービス	122
4. 障害児通所支援等	138
5. 地域生活支援事業	143
6. 利用者負担の軽減に対する取組み	154
第6章 計画の推進に向けて	155
1. 計画の推進方策	157
2. 障害(児)福祉計画の推進および進捗管理	158

